



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



◆営業時間ご案内◆

- ・9時～18時（土日祝日を除く）

厳しい寒さが続きます。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

1月の末に龍野でハーフマラソンを走ってきました。自己新記録を達成したものの自分の中で目指していたタイムを切ることができず（たいした目標ではないんですが…）残念でした。。でもそこで、梅の枝をもらってきたので活かしていましたら、なんと1週間ほどして梅の花が開いてきたのです。間近に見る花は、小さくてかわいくて…こんなに寒いのに、もうすぐ春なんだなぁと嬉しくなりました。



しぐさで見抜く相手のホンネ

人との関わり方が繊細になってきている現代では、会ったときにいかに短い時間で相手の本心をつかみとれるかが、良好な人間関係を築くためにとても重要です。参考にしてみてください(^.^) (扶桑社文庫、匠 栄一監修から抜粋)

次々と携帯電話を買い換える人は…？

新しい機種、さらにまた新しい機種と、携帯電話を買い換える人をよく見かけます。周囲の人に「ほら、この機種が新しいんだ…」などと満足した様子で説明しますが、このように“新しいモノ”好きで流行にも敏感なタイプの人は、自分は世の中を先取りしているのだ、と誇らしく思っています。ところが実は、「所属している組織に従順でありたい」「周囲と足並みを揃えていたい」という気持ちの表れともいえます。このような心理は、自分が所属する集団への「同調性」として説明されます。こういったタイプの人は、その態度とは裏腹に、会社などで決められたルールにも反発せず、きわめて従順であることが多いようです。

★これで完璧！ 2月の事務



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

1月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、2月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

1月分の社会保険料・児童手当拠出金を 2月29日までに納付。

☆12月決算法人の確定申告と納税☆

12月決算法人の確定申告と納税、6月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 2月中の決算応答日までです。

☆所得税・住民税の確定申告☆

所得税・住民税の確定申告は、2月16日から3月15日までです。給与所得者であっても、年収が2,000万以上あった人、2ヶ所以上から給与を受けている人、年の途中で退職して年末調整を受けていない人、医療費控除を受けようと思う人なども対象となります。



**パートへ、厚生年金・健康保険の
適用拡大が検討されていますが…**

国は、パートタイム労働者（短時間労働者）に対しての健康保険・厚生年金保険の適用拡大を検討しています。そうなった場合の新たな加入対象者は 370 万人に増えるとも言われていますが、現在はどういう人が健康保険・厚生年金保険に加入しなければならないのでしょうか。

間違いやすいのが、保険には正社員だけ加入させればよい、パート・アルバイトであれば保険に入れなくてよい、ということです。実は、パート・アルバイトであっても、保険に加入させなければならない条件の人がいます。それは「1 日または 1 週間の所定労働時間が、通常の労働者のおおむね 4 分の 3 以上、かつ、1 ヶ月の所定労働日数が、通常の労働者のおおむね 4 分の 3 以上」の場合です。おおむね 4 分の 3 以上、という表現が曖昧ではありますが、考え方の例としては、その会社の正社員が 1 日 8 時間×週 5 日で週 40 時間勤務するなら、週 30 時間以上勤務する場合、1 日 6 時間×週 5 日働く場合、1 日 8 時間×週 4 日働く場合、などが加入対象となってきます。パート・アルバイトであれば保険に入れなくてよい、というのは間違いということになります。

パート・アルバイトの他の保険についていえば、雇用保険に関しては、1 週間 20 時間以上勤務する場合は加入させなければなりません。労災保険は全ての労働者が加入対象ですので、週 1 日の勤務であっても加入対象です。パート・アルバイトつながりでいえば、有給休暇も付与しなければなりません。たとえ週 1 日の勤務者であっても…。

ここ 1~2 年、社会保険の調査が増えています。入れるべき人を入れていないと必ず指摘を受けますので、今一度、きちんと入れているかどうか、などの確認をなさってみてください。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

